



令和2年度 第3回鳥取市男女共同参画審議会

日 時 令和2年8月21日(金)

午前10時00分～12時00分

場 所 鳥取市役所本庁舎6階第4会議室

日 程

1 開 会

2 あいさつ

3 委嘱状交付

4 委員紹介

5 会長および副会長の選出

6 議題

(1) 第4次鳥取市男女共同参画かがやきプラン策定スケジュール(8月6日現在)
について [資料1]

(2) 第2回鳥取市男女共同参画審議会(7月7日開催)後の修正点について
[資料2]

(3) 第4次鳥取市男女共同参画かがやきプラン(素案)について [資料3]

7 その他

8 閉 会

鳥取市男女共同参画審議会委員名簿

任期：令和2年8月1日～令和4年7月31日
(順不同、敬称略)

No.	役職	所属団体・役職名等	氏名
1	委員	学識経験者（元小学校長）	米澤 洋子
2	委員	鳥取市公民館連合会理事 （東郷地区公民館長）	中嶋 大地
3	委員	学識経験者（元男女共同参画登録団体会長）	谷口 尚子
4	委員	鳥取労働局雇用環境・均等室長	周藤 明美
5	委員	鳥取県女性活躍推進課課長補佐	宮脇 浩介
6	委員	鳥取市男女共同参画登録団体連絡会会員	徳田 純子
7	委員	部落解放同盟鳥取市協議会女性部副部長	山崎久美子
8	委員	鳥取市自治連合会副会長	土橋 周美
9	委員	Tottori Mama's 代表	中井 みずほ
10	委員	鳥取市小学校長会 （宝木小学校長）	田中 幸子
11	委員	鳥取商工会議所 （山野商事㈱代表取締役）	嶋田 耕一
12	委員	連合鳥取東部地域協議会副議長	藤田 浩二
13	委員	公 募	田中 忠義
14	委員	公 募	福田 克彦
15	委員	公 募	三谷 浩子

事務局

人権政策局 局長	武田 敏男
男女共同参画課 課長	池上 朱美
男女共同参画センター 所長	安本 哲哉
男女共同参画課 課長補佐	山根 径
男女共同参画課 主任	山内 倫代
経済・雇用戦略課 次長	中村 理人
経済・雇用戦略課 係長	保木本 淳

第4次鳥取市男女共同参画かがやきプラン策定スケジュール（8月6日現在）

	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
男女共同参画審議会 (委員15人)	<第1回> 5/25		<第2回> 7月7日 【諮問】	<第3回> 8月21日			<第4回> 11月下旬	12月下旬 【答申】			
行政推進会議 (副市長、部局長)		<第1回> 6/4		<第2回> 8月6日			<第3回> 11月上旬				
幹事会 (関係課長)			7月下旬～8月上旬 具体的な取組み内容について 関係各課へヒアリングを実施								
パブリックコメント (市民政策コメント)					9月下旬～10月下旬						
市議会への説明		全員協議会 6/8			総務企画委員会 9月上旬			総務企画委員会 12月中旬		全員協議会 2月下旬	
印刷製本、公表									入札準備	印刷発注 2月下旬	印刷納品 3月中旬 【公表】

第2回 鳥取市男女共同参画審議会（7月7日開催）後の修正点

1 前回の審議会でのご意見により修正する内容

第3次かがやきプランの体系の「基本的施策（2）《具体的施策》①高齢者、障がい者、子ども等が安心して暮らせる環境整備」のように「子ども」という表現を入れたほうがよい。という審議会のご意見を受けて、第4次かがやきプランの目標8「だれもが安心して暮らせるまちづくり」の《取組み概要》①と②の表現を修正しました。

第3次かがやきプランの体系《抜粋》

基本目標4 地域社会における男女共同参画 —明るく心豊かな地域社会づくり—
基本的施策（1）男女が共に参画しやすい市民と行政との協働によるまちづくりの推進 《具体的施策》
①市民と行政との協働による男女共同参画の推進 ②地域・社会活動団体の育成・支援の充実と拠点づくり
基本的施策（2）男女共同参画の視点を生かした安全で安心して暮らせるまちづくりの推進 《具体的施策》
①高齢者、障がい者、子ども等が安心して暮らせる環境整備 ②外国人が安心して暮らせる環境整備 ③平常時からの男女共同参画の視点を踏まえての防災体制の整備の充実

第4次かがやきプランの体系《抜粋》

4 安全・安心に暮らせる社会づくり
目標7 乳幼児から高齢者まで健康で豊かな生活を送るための支援 《取組み概要》
①生涯を通しての健康づくり ②地域包括ケアシステムの充実
目標8 だれもが安心して暮らせるまちづくり 《取組み概要》
① 高齢者・障がい者・外国人住民等子ども等への支援 ② ひとり親家庭など生活上困難な状況に置かれている人外国人住民等への支援 ③性的マイノリティに関する理解促進

2 内部で検討を進めるなかで修正する内容（案）

(1) 目標3の《取組み概要》について

具体的な取り組み内容を検討するにあたり、表現を次のとおり変更したいと考えます。

【変更前】⑥農林水産業や商工業等の自営業における男女共同参画の推進

【変更後】⑥農林水産業や商工業に女性が参画しやすい環境の整備

(2) 目標4の《取組み概要》について

現在、地域が抱える課題や住民ニーズに応じて、地域組織のあり方検討を進めているところです。担当部署において、関係団体や地区公民館、外部委員等との意見交換等を行いながら重要課題として取り組みを進めており、かがやきプランの重点項目からは外したいと考えます。

【変更前】②地域活動における男女共同参画の推進【重点項目】

【変更後】②性別に関係なく地域・社会活動に参画できる機会の確保



第 4 次 鳥 取 市 男 女 共 同 参 画 か が や き プ ラ ン

(素 案)

令 和 3 年 3 月

鳥 取 市

目 次

第1章 プランの策定に当たって.....	1
1 男女共同参画とは.....	1
2 男女共同参画社会の実現にむけた社会的背景.....	2
3 プラン策定の趣旨.....	3
4 プランの期間.....	3
5 プランの位置付け.....	3
第2章 男女共同参画推進に向けた本市の状況.....	4
1 人口等の状況.....	5
2 就業の状況.....	6
第3章 意識調査の概要.....	8
第4章 プランの基本的な考え方.....	11
1 基本理念.....	11
2 各分野における目標.....	11
3 取り組み概要.....	15
第5章 プランの展開.....	16
目標1 男女共同参画への理解促進.....	16
目標2 子どもの頃からの男女平等の推進.....	17
目標3 働く場における女性の活躍推進.....	17
目標4 地域・社会活動における男女共同参画の推進.....	19
目標5 男女間の暴力の発生を防ぐ環境整備.....	20

目標6	被害者に対する支援の推進.....	20
目標7	乳幼児から高齢者まで健康で豊かな生活を送るための支援.....	21
目標8	だれもが安心して暮らせるまちづくり.....	22
目標9	男女共同参画の視点に立った防災活動の推進.....	23
第6章	プランの推進と点検・評価.....	25

第1章 プランの策定に当たって

1 男女共同参画とは

男女共同参画（Gender equality）は、英語を直訳すると、ジェンダーの平等を意味します。では、ジェンダーとは何でしょうか？

ジェンダー（gender）は、一般的に社会的性別とも言われ、「男らしさ」や「女らしさ」についてのイメージや意識、考え方のことを指します。これは、服装や髪形などのファッションから、言葉遣い、職業選択、家庭や職場での役割や責任の分担にも及び、さらに、人の心の在り方や、コミュニケーションの仕方にまで反映されます。

男女共同参画とは、「男だからこうあるべき」とか「女だからこうあるべき」といった考え方によって、その人の生き方や行動を制限されることなく、男女がよきパートナーとしてお互いに尊重しあい、性別に関わらず、さまざまな生活の場面で、一人ひとりの個性や能力を十分に発揮できるようにすることです。

「男は仕事、女は家庭」に代表されるような「男性（女性）とはこういうもの（こうあるべき）」といった考え方は、ひとつ間違えると、自分だけでなく、周りの人々の生き方や行動を制限し、それぞれが持つ個性や能力を発揮しづらくさせてしまう可能性があるのです。

例えば、「女性だから、家事や育児が得意でなければ、ダメだ。」とか、「男性だから仕事をして家族を養うのが、あたり前だ。」などと言われてしまう社会はどうですか？

一人ひとりが自分のこととして考え行動することが、男女共同参画を進める第一歩です。

2 男女共同参画社会の実現に向けた社会的背景

男女共同参画社会とは「だれもが、互いに人権を尊重し、喜びも責任も分かち合い、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮することが出来る社会」です。

男女共同参画社会の実現は、少子高齢化が進み人口減少社会となった我が国において社会の多様性と活力を高め、我が国の経済を力強く発展させる観点や、男女間の実質的な機会の平等を担保する観点から極めて重要であり、国は、社会全体で取り組むべき最重要課題として位置付けています。

国際的には、平成27（2015）年に、国連が提唱した「SDGs（持続可能な開発目標）」の1つとして“ジェンダーの平等”が掲げられ、すべての女性と女兒に対する差別や暴力をなくすこと、介護や家事などの無償労働を認識・評価すること、また意思決定における女性の参加とリーダーシップの機会を確保することなど、さまざまな視点から男女平等に向けた取り組みが積極的に進められています。

我が国では、平成27（2015）年8月に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」※1が成立し、同年12月には「第4次男女共同参画基本計画」※2が策定されました。また、平成30（2018）年7月には「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」※3が成立するなど、男女共同参画やワーク・ライフ・バランス※4（仕事と生活の調和）の推進に向けた取り組みが進められています。

さらに、第5次男女共同参画基本計画の策定を控えた令和2年7月に「女性活躍加速のための重点方針2020」を決定し、女性活躍の輪を一層広げていくことを目指すなど、男女共同参画社会の実現をさらに加速させる取り組みを進めています。

-
- ※ 1 自らの意思によって働く女性の、個性と能力が十分に発揮されるよう基本方針を定め、事業主行動計画等の策定を促し、女性が活躍するために解決すべき課題に対応する効果的な取り組み等を規定した。
 - ※ 2 男女共同参画基本法に基づき、令和7年度末までの「基本的な考え方」と、令和2年度末までの「施策の基本的方向」及び「具体的な取り組み」を定めた。
 - ※ 3 それぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる社会の実現を目指して、長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現、雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保等のための措置が講じられた。
 - ※ 4 仕事と家庭生活の両方を充実させることにより、相乗効果を生み出すという考え方。

2 本市の動きとプラン策定の趣旨

本市においては、平成11（1999）年8月に初めて「鳥取市男女共同参画いきいきプラン」を策定して以降、数次にわたってプランを策定し、男女共同参画社会を実現するための施策に取り組んできました。この間、男女共同参画に関する新たな関係法令の施行や重要課題を検討する専門調査会の開催など、国の動きが加速していることを踏まえ、本市の男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを、さらに実効性の高いものとするため、第3次かがやきプランの計画期間満了に伴い、新たに「第4次鳥取市男女共同参画かがやきプラン」（以下、「本プラン」といいます。）を策定します。

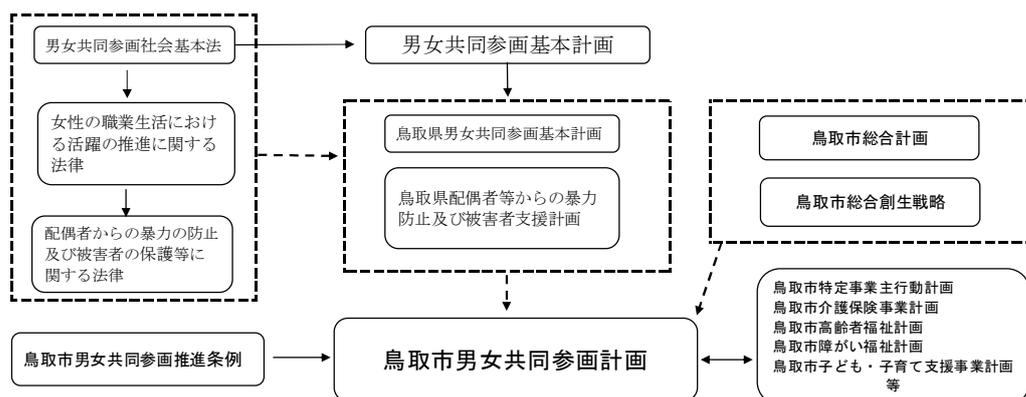
3 プランの期間

本プランは、令和3（2021）年度から令和7（2025）年度までの5年間を計画期間とします。なお、社会情勢の変化や制度等の改正、本市の現状の変化等によっては、期間中であっても取り組み内容等を見直す場合があります。

4 プランの位置付け

本プランは、「男女共同参画社会基本法」、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」などに基づき策定される国や県の計画を勘案して策定します。

また、本市が別に策定する「鳥取市総合計画」をはじめ、子育て支援を総合的に取り組みむための「鳥取市子ども・子育て支援事業計画」、高齢者が安心して暮らしつづけることができるよう取り組みむための「鳥取市介護保険事業計画・高齢者福祉計画」、障がいのある人への施策を総合的・計画的に推進するための「鳥取市障がい福祉計画」や「鳥取市障がい児福祉計画」など、他の計画との整合性も図っていきます。



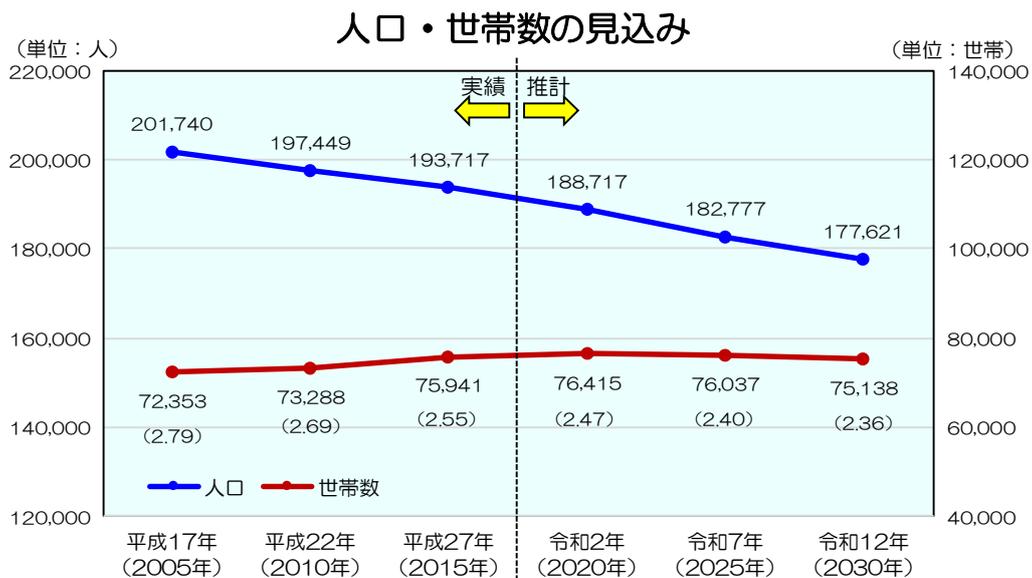
第2章 男女共同参画推進に向けた本市の状況

1 人口等の状況

(1) 人口・世帯数の推移

本市の人口は、少子・高齢化に伴い、平成17年（2005年）の国勢調査人口20万1,740人をピークに減少傾向となっています。さらに、令和3年3月に改定を予定している鳥取市人口ビジョン※1の人口の将来展望では、令和12年（2030年）に17万7,621人まで減少すると見込んでいます。

また、世帯数は、過去の推移から令和7年には7万6,037世帯、1世帯あたりの世帯人員は2.40人程度になると予測され、今後もさらに核家族化が進み、特にひとり暮らし高齢者世帯や高齢者のみ世帯が増加すると見込んでいます。

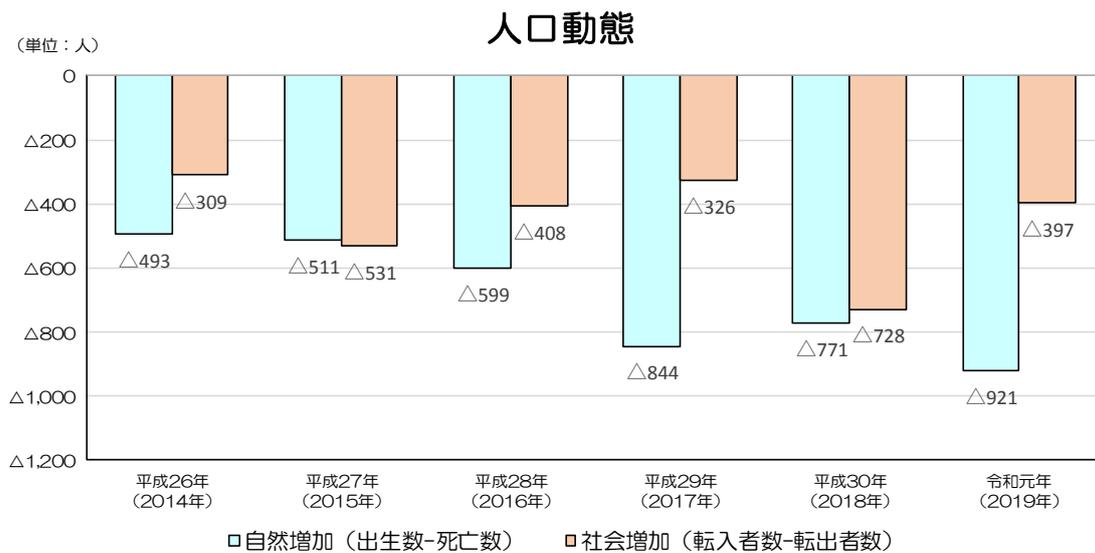


資料：平成17年～平成27年の国勢調査、令和2年以降は「鳥取市人口ビジョン」の人口等の将来展望。
 ※（ ）は1世帯あたりの構成員数。

※1 鳥取市人口ビジョン：本市の人口の現状を分析し、めざすべき将来の方向と人口の将来展望を示したものの。
 （平成27年9月策定）

(2) 人口動態

出生と死亡の差から見る自然動態は、少子・高齢化により近年マイナスで推移しています。さらに、転入・転出者の差から見る社会動態についても、就職や進学による若者の大都市圏への流出によって転入者数を転出者数が上回り、マイナスが続いています。



資料：鳥取県人口移動調査(年報) (鳥取県公表)

(3) DVなど女性に対する暴力に関する相談件数

(件)

		平成26年 (2014年)	平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)
内容	DVに関する相談	173	235	147	271	391
	その他の相談	899	927	919	850	927

※家庭・女性相談の実績/鳥取市こども家庭相談センター (H29以前は、こども家庭課) より

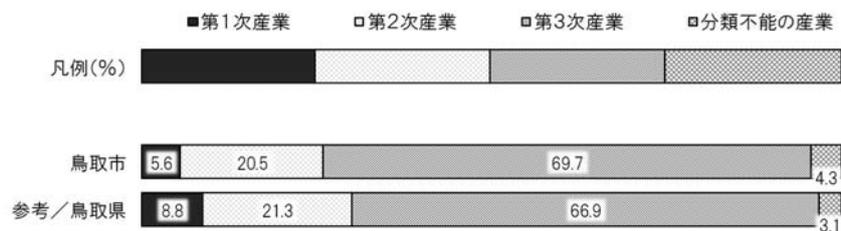
2 就業の状況

(1) 就業構造

本市の産業別就業者構成比をみると、平成27（2015）年では第1次産業の割合が5.6%、第2次産業が20.5%、第3次産業が69.7%となっています。

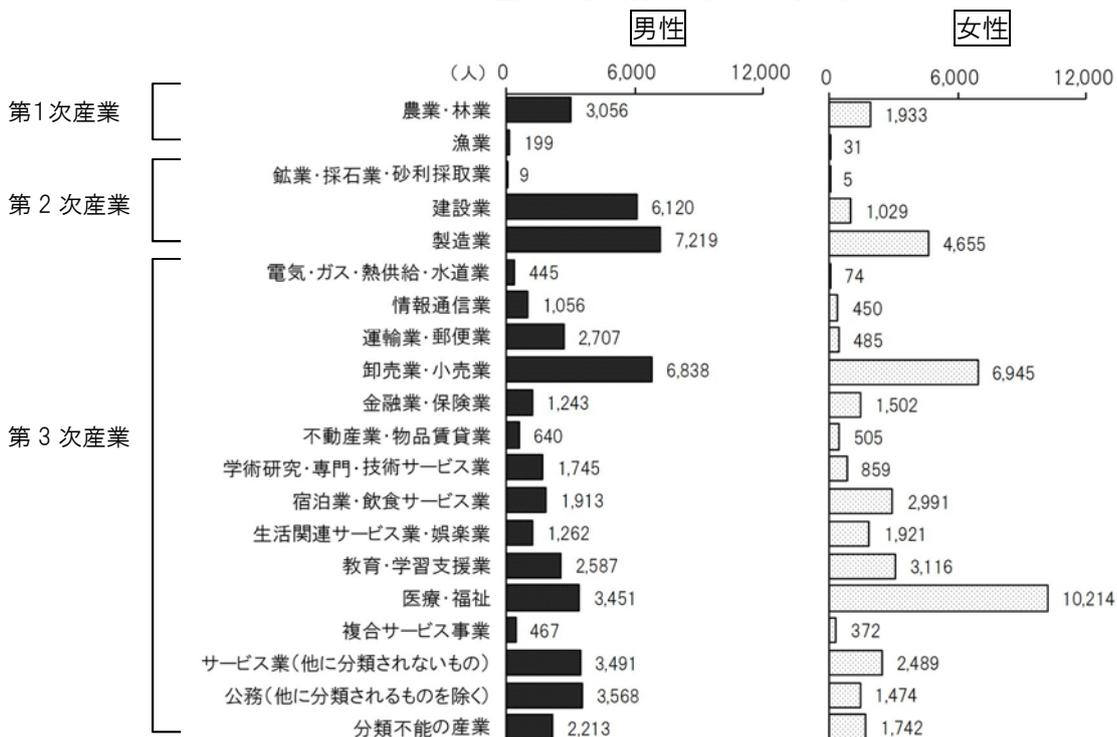
また、産業大分類別でみると、男性は女性に比べ「製造業」「建設業」などが多く、女性は「医療・福祉」「宿泊業、飲食サービス業」が男性を大きく上回っています。

【産業別 15 歳以上就業者構成比】



資料：国勢調査（平成27（2015）年）

【産業大分類別 15 歳以上就業者数】



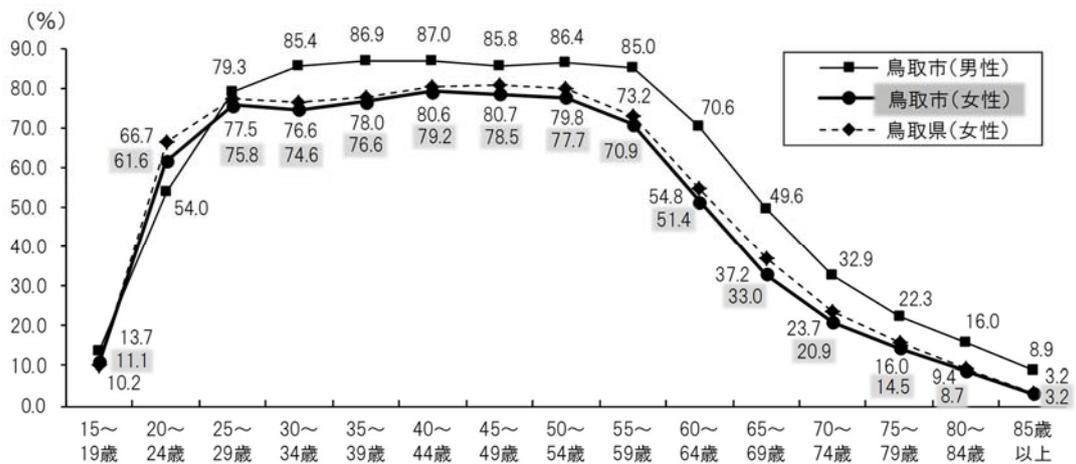
資料：国勢調査（平成27（2015）年）

(2) 年齢別就業率

本市における女性の就業率は、平成22(2010)年に比べ全体的に増加しており、共働き世帯が増えていることがうかがえます。

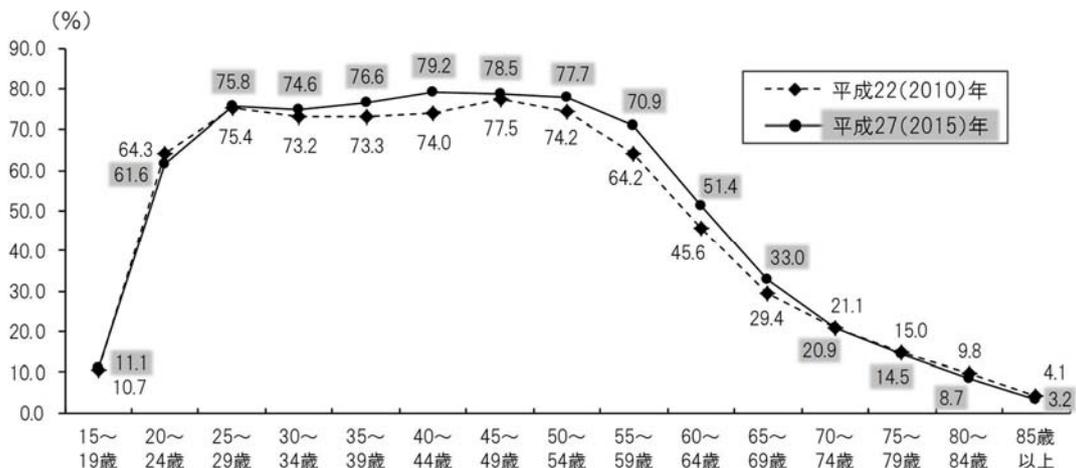
また、本市では「M字カーブ※1」の傾向はほとんどみられず、5年前と比較して、着実に社会参加が進んでいます。

【年齢別就業率（県比較）】



資料:国勢調査(平成27(2015)年)

【女性の年齢別就業率（経年比較）】



資料:国勢調査(平成22(2010)年、平成27(2015)年)

※1 日本の女性の就業率を年齢階級別にグラフ化したとき、例えば30歳代前半を谷とし、20歳代後半と30歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になること。

第 3 章 意識調査の概要

1 調査の概要について

市民の男女共同参画に関する意識や、市内企業の男女共同参画の実態について把握し、課題や効果等について検証するとともに、今後の施策及び新たなプランの基礎資料とするため意識調査を実施しました。

◆男女共同参画に関する市民意識調査

	平成 2 1 (2009) 年度	平成 2 6 (2014) 年度	令和元 (2019) 年度
調査期間	11月～12月		
調査方法	郵送による配布、回収		
調査対象	20歳以上の市民2,000人 (男女1,000ずつ)		18歳以上の市民2,000人 (男女1,000ずつ)
対象者区分	20歳代、30歳代、40歳代、 50歳代、60歳代、70歳以上 (6区分)		10歳代、20歳代、30歳代、40歳代、50歳代、 60歳代、70歳以上 (7区分)
回答者数	1,105人	776人	709人
回収率	55.25%	38.8%	35.5%

◆企業における男女共同に関する調査

	平成 2 1 (2009) 年度	平成 2 6 (2014) 年度	令和元 (2019) 年度
調査期間	11月～12月		
調査方法	郵送による配布、回収		
調査対象	市内の常用雇用者10人以上の事業所500社		
	鳥取商工会議所の企業名簿より 無作為抽出		鳥取市に法人登録している企業より 無作為抽出
対象者区分	①建設業、②製造業、③電気・ガス・水道業、④運輸・通信業、⑤卸売・小売業、飲食業、 ⑥金融・保険業、⑦不動産業、⑧サービス業、⑨その他		
回答者数	267社	198社	194社
回収率	53.4%	39.6%	38.8%

2 調査の結果について

(1) 固定的な役割分担について「男は仕事、女は家庭」という考え方について。

◆同感、どちらかといえば同感 (%)

	全体	男性	女性
令和 元年度	10.9	13.8	9.1
平成 2 6 年度	17.3	20.5	15.1
平成 2 1 年度	21.7	27.6	17.3

◆反対、どちらかといえば反対 (%)

	全体	男性	女性
令和 元年度	55.6	53.1	59.1
平成 2 6 年度	50.0	48.3	51.0
平成 2 1 年度	43.0	40.7	44.8

(2) 10年前に比べて男女平等が進んだと思いますか。

◆大いに進んだ、やや進んだ (%)

	全体	男性	女性
令和 元年度	69.1	74.2	65.0
平成 2 6 年度	53.0	62.7	45.5
平成 2 1 年度	60.0	64.9	56.4

◆あまり進んでいない、全く進んでいない (%)

	全体	男性	女性
令和 元年度	17.5	13.8	20.9
平成 2 6 年度	35.1	27.8	41.0
平成 2 1 年度	30.0	23.7	34.6

(3) 次のような分野において、男女の地位が平等になっていると思いますか。

※複数回答可

◆男性の方が非常に優遇されている、どちらかといえば男性の方が優遇されている (%)

	社会的慣習 や風潮	社会生活 全体	職場	家庭生活	地域・社会 活動の場	法律や制 度上	学校教育 の場
令和元年度	64.9	57.2	58.1	56.0	46.0	41.2	15.4
平成26年度	63.7	56.5	63.7	56.7	47.1	36.2	15.8
平成21年度	64.7	57.3	62.0	59.1	40.8	32.6	12.3

(4) 女性が仕事を続けていく上で支障となっていると思いますか。

◆あてはまる、どちらかといえばあてはまる (%)

	乳幼児の 養育	家族の介 護	子どもの 教育	自分の健 康の問題	職場の条件 や制度	セクシュアル ハラスメント	その他ハラ スメント
令和元年度	84.2	72.5	72.3	60.1	68.5	50.3	52.9
平成26年度	82.2	72.2	69.6	57.0	67.5	40.4	46.3
平成21年度	85.4	74.5	71.3	57.5	67.7	38.3	—

(5) 家族のなかで子育てを、主に女性が担うことについてどのように思いますか。

◆好ましい、止むを得ない (%)

	全体	男性	女性
令和元年度	62.1	57.4	65.8
平成26年度	73.5	70.7	75.2
平成21年度	65.2	61.4	67.6

◆好ましくない (%)

	全体	男性	女性
令和元年度	18.2	16.1	19.9
平成26年度	12.6	12.2	13.0
平成21年度	23.0	23.5	22.8

(6) 家族のなかで介護を、主に女性が担うことについてどのように思いますか。

◆好ましい、止むを得ない (%)

	全体	男性	女性
令和元年度	47.9	47.4	49.0
平成26年度	60.5	58.4	62.1
平成21年度	50.7	48.9	51.9

◆好ましくない (%)

	全体	男性	女性
令和元年度	30.5	24.2	34.9
平成26年度	21.9	22.0	22.2
平成21年度	37.4	34.3	39.8

(7) 家事・育児・介護をしている時間の合計（1日あたり）

(%)

		全体	男性	女性
令和元年度	30分未満	14.2	29.8	3.8
	30分～1時間	17.9	31.5	8.7
	1～2時間	25.2	21.4	27.6
	2時間以上	36.1	6.9	56.0
平成26年度	30分未満	21.6	45.5	4.1
	30分～1時間	18.4	26.9	11.9
	1～2時間	22.3	14.3	27.9
	2時間以上	34.4	7.7	54.3
平成21年度	—	—	—	—

(8) 配偶者、恋人などからの暴力を受けた人の割合。

◆DVを直接受けたことがある (%)				◆親戚や友人にDVを受けた人がいる。又は、受けた本人から相談されたことがある。 (%)			
	全体	男性	女性		全体	男性	女性
令和 元年度	8.3	4.4	11.6	令和 元年度	8.7	8.7	8.8
平成26年度	6.4	1.8	9.6	平成26年度	9.8	6.5	12.4
平成21年度	6.7	2.6	9.7	平成21年度	8.5	6.5	9.6

(9) DVについて相談できる窓口について知っている機関がありますか。

※複数回答可 (%)

	警察	鳥取市役所	弁護士・法テラス等	福祉相談センター	地域の相談機関(人権擁護委員等)	鳥取市人権福祉センター	鳥取県男女共同参画センター
令和 元年度	61.1	26.9	21.0	19.8	16.9	15.0	12.6
平成26年度	59.3	22.0	20.1	20.1	13.3	16.9	11.1
平成21年度	-	-	-	-	-	-	-

(10) 従業員への男女共同参画に関する研修等の実施状況。【企業】

◆男女共同参画に関する研修の実施について (%)

	社外研修参加	社内研修実施	何もしていない
令和 元年度	20.6	7.7	70.6
平成26年度	27.3	7.1	66.2
平成21年度	35.6	5.2	56.2

◆女性の能力を開発・向上するための機会について (%)

	設けている	設けていない
令和 元年度	24.2	69.1
平成26年度	37.4	60.6
平成21年度	29.2	65.2

(11) 女性の登用を推進するうえでの問題点について【企業】

※複数回答可 (%)

	家庭(家事・育児等)の負担を考慮する必要がある	時間外勤務(深夜勤務)をさせにくい	女性は昇格や管理職になることを希望しない	男性職員の認識や理解が不十分	問題はない
令和 元年度	50.0	22.2	21.1	4.1	23.2
平成26年度	58.1	34.8	-	9.1	18.7
平成21年度	53.6	34.5	-	6.7	27.3

第4章 プランの基本的な考え方

1 基本理念

だれもが性別にかかわらず個人として尊重され、また自立した個人として、その個性や能力を十分に発揮できる「男女共同参画都市・とっとり」の実現を目指します。

2 各分野における目標

1 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり

目標1 男女共同参画への理解促進

意識調査の結果を見ると、本市では、「男は仕事、女は家庭」という考え方（以下「性別による固定的役割分担意識」といいます。）について、反対意見が、10年前から12.6ポイント増え55.6%となり、一定の成果は見えますが、依然として女性に比べて男性の割合が低い状況が続いています。また、男女の地位について、依然として半数以上の方が、社会的慣習や風潮、職場、家庭生活などにおいて、男性の方が優遇されていると感じています。（P.8参照）

このため、一人ひとりの違いを認め合い、だれもが個人の能力や可能性を十分に発揮し、自分らしく生きられるような社会の実現に向けて、男女共同参画への理解と共感を高める取り組みの強化が必要です。

また、この取り組みを進める上で有効となるメディアを使った情報提供や啓発に当たっては、情報を受ける側がメディア（テレビ、新聞、インターネット等）からの情報をしっかりと見極めて、使いこなす能力（メディアリテラシー）を身につけることが重要となります。

目標2 子どもの頃からの男女平等の推進

性別による固定的役割分担意識や、「男らしさ、女らしさ」のような性差に関する偏見・固定観念、無意識の思い込みなどは、その人に与えられた環境や意識付けなどにより擦り込まれている可能性があり、性別にかかわらず誰にも存在すると考えます。

本市においても、性別による固定的役割分担意識や、社会的慣習や風潮などによる性差に関する固定観念等があり、まだまだ男女平等の意識が進んでいるとは言えません。

子どもの頃から男女共同参画について学ぶとともに、家庭、学校、地域など社会全体で、性別による固定的役割分担意識の解消に向けた取り組みを推進します。

2 男女が共に活躍できる環境づくり …「女性活躍推進法」に定める市町村推進計画

目標3 働く場における女性の活躍推進

人口減少や少子高齢化が進むなか、働き方や暮らし方、家族のあり方も多様化しています。年齢別就業率を見ても、本市は共働き世帯が多く女性就業率が高い状況にあります。また、意識調査の結果を見ると、子育てや介護は女性の役割だと考える人の割合は男女ともに高く、家事・育児・介護をしている時間は、男性より女性のほうが圧倒的に多い状況です。（P.9 参照）

仕事のみを優先した生き方や、長時間労働等を前提とした働き方は、ワークライフバランス（仕事と生活の調和）の実現を阻むものです。それぞれの事情（育児や介護など）に応じた多様で柔軟な働き方の実現や、雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保等を行うことで、雇用や生活が安定し、だれもが暮らしやすい社会の実現に繋がるものと考えます。

このため、働き方改革の推進や、女性の職域拡大及び管理職への登用を進める企業の取り組みを促進するなど、女性が活躍できる職場環境づくりに取り組みます。

目標4 地域・社会活動における男女共同参画の推進

人口減少や少子高齢化など社会情勢が大きく変化する中で、全国の多くの自治体において住民主体のまちづくりの推進が課題となっています。

本市においても、各地域の実態や課題、住民ニーズに応じて、それぞれの地域にあった住民主体のまちづくり事業を展開していく必要がありますが、展開に当たっては、その活動が片方の性に偏るなど、性別や年齢等により役割が固定化することのないよう留意することが大切です。

このため、多様な主体が連携・協働しながら地域の課題を解決できるよう、地域における政策・方針決定過程への女性の参画拡大や、性別に関係なく地域活動や社会活動に参画できる環境づくりなど、男女共同参画の視点を反映する取り組みを推進します。

3 男女間におけるあらゆる暴力の根絶 …「DV防止法」に定める市町村推進計画

目標5 男女間の暴力の発生を防ぐ環境整備

DV※1など女性に対する暴力は、配偶者など親密な間柄で起こる暴力であるため潜在化しやすく、被害が深刻化する恐れがあります。暴力を生み出す背景には、男女の社会的地位や経済力の格差、固定的な役割分担意識など、社会的・構造的問題があると言われています。また、全国的にICT（情報通信技術）の進化やSNSなどの新たなコミュニケーションツールの広がりに伴い、その被害が多様化している現状があります。

DVのない社会を実現するためには、DVに関する正しい理解を深め、重大な人権侵害であることの認識を深めるための教育や啓発を推進し、DVを根絶する意識を醸成することが必要です。

本市においても、この5年間でDVを直接受けたことがある人の割合は増えており、男性より女性が暴力を受けている割合が高い状況です。（P.10 参照）また、DVなど女性に対する暴力に関する相談件数は、年々増加しています。（P.5 参照）

このため、その根絶に向けて、誰もが、加害者にならない、被害者にならない、傍観者にならないための教育や啓発を推進します。

目標6 被害者に対する支援の推進

被害者が安心して社会生活を営むためには、被害者一人ひとりの状況に応じたきめ細やかな自立までの支援を行うことが重要です。また、被害者の多様なニーズに対応できるよう、24時間受付体制や、多彩なツールでの相談体制の整備が必要です。

このため、SNS相談やメール相談、オンライン面談、手話など、多様な相談方法の提供ができるよう国や県と連携しながら取り組みを進めていきます。

4 安全・安心に暮らせる社会づくり

目標7 乳幼児から高齢者まで健康で豊かな生活を送るための支援

本市の女性就業率は、全国と比較して高い状況にあるものの、25歳以上の就業率は依然として男性を下回っており、家事・育児・介護の負担が男性に比べて大きいことがわかります。（P.7 参照）

また、女性は、妊娠・出産期、更年期、高齢期などのライフステージにおける心身の状況や、生活そのものの大きな変化により、生涯を通じて男性とは異なる健康上の問題に直面しており、女性特有の健康づくりを推進する必要があります。

このため、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることが出来るよう、健康寿命の延伸や医療や介護、生活支援などの包括的な支援・サービス提供体制（地域包括ケアシステム）の充実・強化に向けた取り組みを推進します。

目標 8 だれもが安心して暮らせるまちづくり

全国的に、社会的孤立やひきこもり、生活困窮、8050 問題※1など、個人や世帯の抱える生活課題は複雑化し、さらに外国人住民の増加に伴う社会的ニーズの多様化も予想されます。また、多様な性について正しい知識がないため、当事者は生きづらさを感じ周囲の人たちも対応に困ることがあります。

本市においても、高齢者や障がい者、外国人、子どもが安心して暮らすことが出来るよう支援を行うとともに、性的マイノリティ（LGBT）※2であることを理由に困難な状況に置かれている人への取り組みを進めることが重要です。

このため、各種支援事業や福祉サービス、自立支援などを行うとともに、性的マイノリティについて正しい知識を持つ理解者を増やす取り組みを行います。

目標 9 男女共同参画の視点に立った防災活動の推進

日本各地で地震や台風などの大規模な自然災害が頻発しているなか、東日本大震災をはじめとする過去の災害経験によると、大規模災害においては、特に女性や子ども、脆弱な状況にある人々がより多くの影響を受けることが指摘されています。

本市においても、防災に関する平常時の備えや避難生活、復旧・復興など、各段階において、女性が主体的な担い手であることを認識し、女性の視点からの防災・復興の取り組みを進め、地域の災害対応力の強化を図る必要があります。

このため、市民や地域、各関係機関が連携し、災害から自らの生命と財産を守る地域づくりを進めるとともに、その過程において、女性の視点も取り入れた取り組みを推進します。

※1 高齢の親と働いていない独身の 50 歳代の子が同居している世帯の生活上の問題。

※2 LGBT とは、性的指向（Lesbian 女性の同性愛者、Gay 男性の同性愛者、Bisexual 両性愛者）や、性自認（Transgender 「身体の性」と「心の性」が一致しない人）の頭文字を組み合わせた言葉。

3 取り組み概要

1 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり

【目標1】男女共同参画への理解促進

【取り組み概要】①男女共同参画に関する理解と共感を高めるための普及啓発活動
②男女共同参画に関する地域活動や社会活動をおこなっている団体への支援
③男女共同参画の視点でのメディア・リテラシーの向上 **【重点項目】**

【目標2】子どもの頃から男女平等の推進

【取り組み概要】①家庭、学校、地域が連携し固定的役割分担意識にとらわれず個性を伸ばす施策の実施
②子どもの頃から各世代にわたっての男女平等を推進する教育・学習の実施 **【重点項目】**

2 男女が共に活躍できる環境づくり…「女性活躍推進法」に定める市町村推進計画

【目標3】働く場における女性の活躍推進

【取り組み概要】①ワーク・ライフ・バランスの理解と取り組みの推進
②ライフステージに応じた子育て・介護支援の充実
③男性の家事・育児・介護への参画促進 **【重点項目】**
④企業における女性の職域拡大と管理職への登用の促進 **【重点項目】**
⑤雇用の分野における男女の機会の均等と待遇の確保
⑥農林水産業や商工業等に女性が参画しやすい環境の整備

【目標4】地域・社会活動における男女共同参画の推進

【取り組み概要】①議会や審議会等の政策・方針決定過程における女性の参画の推進
②性別に関係なく地域・社会活動に参画できる機会の確保

3 男女間におけるあらゆる暴力の根絶…「DV防止法」に定める市町村推進計画

【目標5】男女間の暴力の発生を防ぐ環境整備

【取り組み概要】①性犯罪・性暴力を許さない環境整備 **【重点項目】**
②暴力の防止に向けた地域、団体、行政、関係機関の連携強化

【目標6】被害者に対する支援の推進

【取り組み概要】①被害者が安心して相談できる体制づくり **【重点項目】**
②いつでも、どこでも、だれでも相談できる環境整備

4 安全・安心に暮らせる社会づくり

【目標7】乳幼児から高齢者まで健康で豊かな生活を送るための支援

【取り組み概要】①生涯を通しての健康づくり
②地域包括ケアシステムの充実

【目標8】だれもが安心して暮らせるまちづくり

【取り組み概要】①高齢者・障がい者・子ども等への支援
②外国人住民等への支援
③性的マイノリティに関する理解促進 **【重点項目】**

【目標9】男女共同参画の視点に立った防災活動の推進

【取り組み概要】①防災に関する政策及び方針決定過程における女性参画の推進
②女性の視点を取り入れた災害対応力の強化 **【重点項目】**

第5章 プランの展開

1 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり

目標1 男女共同参画への理解促進

(1) 男女共同参画に関する理解と共感を高めるための普及啓発活動

具体的な取り組み	内容	担当課
若い世代へ向けた普及啓発の促進	LINE等を活用したアンケート調査を実施するなど、男女共同参画社会の実現に向けて若い世代の意見を取り入れるとともに、学生など若い世代による意見交換会を実施し、男女共同参画の意識啓発を図ります。	男女共同参画課 政策企画課
鳥取市男女共同参画センター「輝なんせ鳥取」講座や情報提供の充実	男女共同参画に関する理解と共感を高めるため、社会情勢やニーズに沿ったテーマや内容の講座の開催や図書の貸し出しなど情報提供を図ります。	男女共同参画センター

(2) 男女共同参画に関する地域活動や社会活動をおこなっている団体への支援

具体的な取り組み	内容	担当課
男女共同参画の視点に立った研修等、普及・啓発活動を行う団体等への支援	男女共同参画の視点に立った研修や普及・啓発活動を行う団体等への支援を行います。	男女共同参画課 男女共同参画センター

【重点項目】

(3) 男女共同参画の視点でのメディア・リテラシーの向上

具体的な取り組み	内容	担当課
メディア・リテラシーに関する広報及び啓発の推進	学校教育や社会教育を通じて、インターネットを始め、様々なメディアが社会や生活に及ぼす影響を理解し、情報の正・誤を見極めて活用できる能力の育成を図ります。	男女共同参画課 学校教育課 生涯学習・スポーツ課
鳥取市男女共同参画センター「輝なんせ鳥取」講座の充実	メディア・リテラシーをテーマとした講座を開催し、広く市民等へ周知を図ります。	男女共同参画センター

目標2 子どもの頃からの男女平等の推進

(1) 家庭、学校、地域が連携し、固定的役割分担意識にとらわれず、個性を伸ばす施策の実施

具体的な取り組み	内容	担当課
園児や児童等の保護者に対する意識啓発	男女共同参画の視点に立った家庭教育及び学習を推進するため、保育園や幼稚園、小・中学校 PTA 連合会などを通じて、園児や児童の保護者に対する意識醸成を図ります。	こども家庭課 学校教育課

【重点項目】

(2) 子どもの頃から各世代にわたっての男女平等を推進する教育・学習の実施

具体的な取り組み	内容	担当課
小・中学校等における人権学習の充実	小・中学校等において、人権尊重を基盤とする男女平等意識の形成に向けた教育・学習を推進します。	学校教育課
市民大学や尚徳大学における講座の充実	家庭、学校、地域など社会全体で、性別による固定的役割分担意識の解消に向けた取り組みを推進するため、男女平等意識の形成に向けた講座を実施します。	生涯学習・スポーツ課

2 男女が共に活躍できる環境づくり

目標3 働く場における女性の活躍推進

(1) ワーク・ライフ・バランスの理解と取り組みの推進

具体的な取り組み	内容	担当課
働きやすい職場環境づくりに積極的に取り組んでいる企業のPR	かがやき企業など、男女共同参画や女性の活躍推進に理解と意欲があり、働きやすい職場環境づくりなど、進んだ取り組みを行っている市内の企業を積極的にPRします。	男女共同参課 経済・雇用戦略課
商工会議所や商工会などと連携した取り組みの推進	市内企業に対して、商工会議所や商工会などと連携し、ワーク・ライフ・バランスの理解促進や働きやすい職場環境づくりを推進する取り組みを行います。	経済・雇用戦略課

(2) ライフステージに応じた子育て・介護支援の充実

具体的な取り組み	内容	担当課
市職員の柔軟な働き方改革の推進（特定事業主行動計画の取り組み）	特に、育児・介護中の職員が職場においても活躍できるよう、フレックスタイム制度の活用方法を職員へ周知し、柔軟な働き方改革を推進します。	職員課
市職員の時間外勤務の縮減や休暇の取得促進（特定事業主行動計画の取り組み）	特に、小学校就学始期に達するまでの子どもを持つ職員の、深夜勤務及び時間外勤務の制限や、子どもの看護のための特別休暇や年次有給休暇を取得できる職場環境づくりに努めます。	職員課

【重点項目】

(3) 男性の家事・育児・介護への参画促進

具体的な取り組み	内容	担当課
市男性職員における配偶者出産休暇や育児参加のための休暇取得促進（特定事業主行動計画の取り組み）	市男性職員が配偶者出産休暇や育児参加のための休暇を取得しやすい職場環境づくりに努めます。 【成果指標 休暇取得率 100%】	職員課
市女性職員における管理職への登用促進（特定事業主行動計画の取り組み）	市女性職員における管理職への登用を促進します。 【成果指標：部長級及び次長級 12%、課長級 30%】	職員課

【重点項目】

(4) 企業における女性の職域拡大と管理職への登用の促進

具体的な取り組み	内容	担当課
女性が活躍できる職場環境づくり	市内企業等に対して、女性が働きやすい労働条件や職場環境を整備するとともに、女性の職域拡大や管理職登用について、積極的に取り組みを推進します。	経済・雇用戦略課 企業立地・支援課
商工会議所や商工会等と連携した啓発事業の実施	働き方の見直しによる長時間労働の抑制、年次有給休暇の取得促進、各種休暇制度の充実、子育てや介護との両立に向けた制度の定着促進、非正規労働者の待遇改善など、事業者に対して、働きやすい職場環境づくりのための啓発を行います。	経済・雇用戦略課

(5) 雇用の分野における男女の機会の均等と待遇の確保

具体的な取り組み	内容	担当課
多様で柔軟な働き方を選択できる社会の実現に向けた啓発の推進	多様で柔軟な働き方を選択でき、雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保に努めるよう、企業への啓発を推進します。	経済・雇用戦略課

(6) 農林水産業や商工業に女性が参画しやすい環境の整備

具体的な取り組み	内容	担当課
<div style="border: 2px solid black; padding: 10px; display: inline-block; color: red; font-weight: bold;">作成中</div>		

目標4 地域・社会活動における男女共同参画の推進

(1) 議会や審議会等の政策・方針決定過程における女性の参画の推進

具体的な取り組み	内容	担当課
議会に対する女性の関心を高め参画できる機会の確保	議会や市政に対して関心を持ち、女性の参画を進めるため、市民を対象とした「議会報告会」への女性の参加を促す。	議会事務局
市の政策・方針決定過程への女性の参画機会の確保	市政に多様な考え方を反映するため、市の審議会の委員等における女性登用率について目標設定します。(11次総) 【成果指標 40%】	職員課

(2) 性別に関係なく地域・社会活動に参画できる機会の確保

具体的な取り組み	内容	担当課
地区公民館における男女共同参画研修の実施	男女共同参画の推進を図るため、地区公民館において研修を実施します。	協働推進課

3 男女間におけるあらゆる暴力の根絶

目標5 男女間の暴力の発生を防ぐ環境整備

【重点項目】

(1) 性犯罪・性暴力を許さない環境整備

具体的な取り組み	内容	担当課
性犯罪・性暴力対策の取り組みに関する周知徹底	あらゆる暴力に関する正しい知識の普及と、その根絶に向けた周知啓発を行います。	男女共同参画課
若い世代へのDVに関する啓発講座の実施	将来にわたり、DV（デートDVを含む）の加害者にも被害者にもならないために、学生等若い世代に対し、DVに関する正しい知識と、お互いの人権を尊重できる関係について学ぶための講座を実施します。	人権推進課 男女共同参画課

(2) 暴力の防止に向けた地域、団体、行政、関係機関の連携強化

具体的な取り組み	内容	担当課
小中学校との連携強化	小中学校におけるDVの防止等を踏まえた人権教育研修の推進や、子どもたちへ体と心を大切にする性に関する指導を行うなど、教育現場との連携強化を図ります。	人権推進課 男女共同参画課 学校教育課

目標6 被害者に対する支援の推進

【重点項目】

(1) 被害者が安心して相談できる体制づくり

具体的な取り組み	内容	担当課
関係機関との連携による相談体制の強化	被害者が安心して相談でき、必要な支援を受けられるよう、関係機関の相互連携のためのネットワーク強化を図ります。	こども家庭相談センター
被害者等に関する情報管理の徹底	被害者及びその関係者に関する情報については、被害者保護の観点から、適正かつ厳重な取扱いを徹底します。	こども家庭相談センター

(2) いつでも、どこでも、だれでも相談できる環境整備

具体的な取り組み	内容	担当課
多様な相談方法の提供	SNS相談やメール相談、オンライン面談、手話などの多様なコミュニケーション方法の確保を行い、夜間・休日に対応できるよう、関係機関と連携し取り組みを推進します。	こども家庭相談センター

4 安全・安心に暮らせる社会づくり

目標7 乳幼児から高齢者まで健康で豊かな生活を送るための支援

(1) 生涯を通しての健康づくり

具体的な取り組み	内容	担当課
<div style="border: 2px solid black; padding: 10px; display: inline-block;"> <p style="color: red; font-weight: bold;">作成中 (元気プランの取り組み)</p> </div>		

(2) 地域包括ケアシステムの充実

具体的な取り組み	内容	担当課
地域包括支援センターの拡充と機能強化	高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、地域の医療機関と介護事業者、さらに福祉関係者等との連携体制を構築し、高齢者の身体状況や希望に応じて、必要な医療・在宅介護・施設介護が切れ目なく利用できる体制を強化します。	長寿社会課

目標8 だれもが安心して暮らせるまちづくり

(1) 高齢者・障がい者・子ども等への支援

具体的な取り組み	内容	担当課
各種相談事業や福祉サービスの提供、自立支援事業の充実	「鳥取市介護保険事業計画・高齢者福祉計画」、「鳥取市障がい（障がい児）福祉計画」、「鳥取市子ども・子育て支援事業計画」などに基づき、充実した各種相談事業や福祉サービスの提供、自立支援を行います。また、パーソナルサポートセンターにおける生活困窮者の自立支援事業の充実に努めます。	人権福祉センター 長寿社会課 障がい福祉課 生活福祉課 こども家庭課 こども家庭相談センター 健康・子育て推進課
障がいのある人の相談体制の充実	障がいのある人の相談支援事業所と相談員数（11次総）【成果指標 ●●●】	障がい福祉課
認知症サポーター養成講座の受講推進	認知症サポーターを増やすなど、認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らせる環境整備に努めます。	長寿社会課
幼児期の教育や保育の受け入れ体制および多様な子育て支援サービスの充実	幼稚園、保育所、認定こども園等の教育・保育の受け入れ体制の整備に努めるとともに、多様な子育て支援サービスの充実を図ります。	こども家庭課
病児・病後児保育の充実	病気または病気回復後にあり集団保育が困難な乳幼児を専門施設で一時的に預かる環境整備に努めます。	こども家庭課

(2) 外国人住民等への支援

具体的な取り組み	内容	担当課
外国人住民等に対する情報提供体制の充実	行政文書の平易化やウェブサイト・印刷物の多言語化推進などの取組により、外国人住民等に対する情報提供体制の充実を図ります。	文化交流課
外国人住民等に対する相談・支援体制の充実	行政窓口における多言語対応や多文化共生サポーター制度推進などの取組により、外国人住民等に対する相談・支援体制の充実を図ります。	文化交流課

地域における多文化共生意識の醸成	国際理解講座や多文化交流フェスタ開催などの取組により、地域における多文化共生意識の醸成を図ります。	文化交流課
------------------	---	-------

【重点項目】

(3) 性的マイノリティに関する理解促進

具体的な取り組み	内容	担当課
市民への広報や啓発活動の実施	性的マイノリティについて理解を深めるため、市民への広報や啓発活動を積極的に展開します。	人権福祉センター 男女共同参画センター
職員研修の充実	市職員が、性的マイノリティについて正しい知識を身に着け、職場内はもとより、家庭生活や地域の場でも理解ある対応を行うことができるよう、研修を実施します。	職員課

目標9 男女共同参画の視点に立った防災活動の推進

(1) 防災に関する政策及び方針決定過程における女性参画の推進

具体的な取り組み	内容	担当課
防災会議の委員として、女性の参画を促す取り組み	防災会議の委員を選出するにあたり、各団体等を代表して女性が参画できる仕組みづくりを進めます。	危機管理課

【重点項目】

(2) 女性の視点を取り入れた災害対応力の強化

具体的な取り組み	内容	担当課
女性の防災リーダーの育成	性別にかかわらず、各地域にある自主防災会活動へ積極的に参加してもらえるよう、女性の防災リーダーを育成します。 【成果指標 60人】	危機管理課

<p>女性の防災意識を高める研修の実施</p>	<p>男女共同参画に関する活動を行う団体等の防災意識を高めるため、防災コーディネーターによる研修を行うなど、女性の視点を取り入れた災害対応力の強化を図ります。</p>	<p>危機管理課 男女共同参画課</p>
-------------------------	---	--------------------------

第6章 プランの推進と点検・評価

1 プランの推進

本プランの推進にあたっては、男女共同参画社会の実現に向けて全庁を挙げて取り組むため、副市長を会長とし各部局長及び関係各課長等で構成する「鳥取市男女共同参画行政推進会議」において、関係部局間の連携調整を行います。

また、国・県等との連携強化に努めるとともに、本市はもとより中核市として圏域全体の男女共同参画推進にむけた取り組みを進めて行くため、他の自治体との交流や情報交換などに努めます。

2 プランの点検・評価

本プランを実効性のあるものとして推進するためには、プランに基づく取り組みの進捗状況とともに、プラン全体の成果を検証していくことが重要です。

計画期間の5年間、毎年、取り組み状況を「鳥取市男女共同参画審議会」および庁内の「鳥取市男女共同参画行政推進会議」に報告し、その進捗状況の点検・評価を行っていきます。

また、本プランは、社会情勢の変化や制度等の改正、本市の現状の変化等によっては、期間中であっても取り組み内容等を見直す場合があります。具体的な取り組みについては、各年度の予算編成過程等において事業の検討を行い、必要に応じて新規事業の実施や修正等を行うこととします。

